

【改正派遣法に基づくマージン率の公開】

平成24年10月1日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主(当社)は、毎年業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣労働者に支払う賃金の差額の率(マージン率)といたします。を公開することが義務づけられました。(法第23条第5項)

このマージン率は、以下の計算式で算出されます。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

(当該割合に小数点以下1位未満の端数が有るときは、これを四捨五入する。)

株式会社ベストサポート
吉見事務所
〒355-0161
埼玉県比企郡吉見町山ノ下790-1

| | |
|----------------|---|
| マージン率 | 32.24% |
| 【マージン率内訳】 | 労働保険、雇用保険 及び社会保険の事業主負担料 有給休暇利用 会社運営費 営業利益 |
| 教育訓練に関する事項 | マナー研修 (履歴書・経歴書の書き方) 安全衛生教育 |
| 派遣料金の1人あたりの平均額 | 1,436円(1時間あたり換算) |
| 派遣社員の平均賃金 | 973円(1時間あたり換算) |
| 福利厚生 | 各種保険完備 作業服貸与 資格取得制度 |

